

感謝 感動 深まる絆 ～スポーツで広げようみんなの輪～  
**令和元年度 スポーツ少年団認定員養成講習会兼スポーツリーダー養成講習会**  
**【村山コース（山形会場）】開催要項**

- 1 目的 「日本スポーツ少年団指導者制度」に基づき、地域においてスポーツ少年団の育成・指導にあたる「スポーツ少年団認定員」の養成を図る。  
併せて「公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度」に基づき、地域住民のスポーツの生活化・定着化を促進するためのスポーツ指導者をサポートする「スポーツリーダー」の養成を図る。
- 2 主催 公益財団法人日本スポーツ協会 日本スポーツ少年団  
公益財団法人山形県スポーツ協会 山形県スポーツ少年団
- 3 後援 スポーツ庁 山形県教育委員会  
山形市スポーツ少年団 山市スポーツ少年団 天童市スポーツ少年団  
山辺町スポーツ少年団 中山町スポーツ少年団
- 4 主管 山形県スポーツ少年団村山地区協議会 東南村山地区スポーツ少年団指導者協議会  
公益財団法人山形市体育協会
- 5 期日及び会場  
令和元年11月23日（土）～11月24日（日）  
『山形市総合スポーツセンター』 住所：山形市落合町1番地  
TEL：（023）625-2288
- 6 参加条件 本年度スポーツ少年団登録指導者及び次年度にスポーツ少年団の指導者登録が見込まれる20歳以上の者。  
※他地区と1日目・2日目の開催プログラムが異なるため、2日間の完全受講ができる者
- 7 参加料 3,300円（教材代：1,100円含む） ※申し込み時に納入すること。
- 8 参加申込期日  
（1）参加希望者は、10月11日（金）まで各市町村本部へ申し込むこと。  
（2）各市町村本部は、10月18日（金）まで各地区協議会事務局へ申し込むこと。  
（3）各地区協議会事務局は、10月22日（火）まで村山教育事務所まで申し込むこと。
- 9 講師 スポーツ少年団認定育成員等 （※講師が変更になる場合があります）
- 10 講習内容 （1）「スポーツリーダー兼スポーツ少年団認定員養成テキスト」および、「スポーツリーダー兼スポーツ少年団認定員養成ワークブック」により行う。  
（2）1コースにつき、11科目14時間の集合講習と自宅学習（21時間）を実施する。  
（3）集合講習終了後に、検定試験を実施する。（テキスト、ワークブック持ち込み可）
- 11 資格認定 本講習会の全課程を修了し、検定試験合格者には、日本スポーツ少年団から「スポーツ少年団認定員」として認定証、認定員章および指導必携書を交付する。  
なお、併せて「公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツリーダー」資格が付与される。本年度日本スポーツ少年団登録がなされていない場合は、本年度は資格保留となり、次年度すみやかに日本登録された場合に正式な資格認定となる。
- 12 認定期間 講習会を終了した期間から年度末日までとする。ただし、認定を受けた者が毎年引き続き登録を行っている限り有効とする。

13 日程 《第1日目 11月23日(土)》

8:45~9:15	受付	(山形市総合スポーツセンター)
9:15~9:30	開講式	
9:30~10:30	講義 1	「スポーツ少年団の理念とその意義」・・・講師;長岡 均
10:30~11:30	講義 2	「スポーツ少年団の組織と運営」・・・講師;長岡 均
11:30~12:00	講義 1 1	「地域におけるスポーツ振興」・・・講師;松木 俊和
12:00~13:00	<昼食・休憩>	
13:00~15:00	講義 7	「スポーツ指導者に必要な医学的知識 I」・・・講師;遠藤 啓一
15:00~17:00	講義 1 0	「ジュニア期のスポーツ」・・・講師;柴崎 美枝
17:00~18:00	講義 8	「スポーツと栄養」・・・講師;矢口 友理

《第2日目 11月24日(日)》

8:45~9:00	受付	(山形市総合スポーツセンター)
9:00~11:00	講義 5	「指導者の役割 I」・・・講師;石井 裕明
11:00~12:00	講義 6	「トレーニング論」・・・講師;石井 裕明
12:00~13:00	<昼食・休憩>	
13:00~14:00	講義 4	「文化としてのスポーツ」・・・講師;笹瀬 雅史
14:00~15:00	講義 9	「指導計画と安全管理」・・・講師;井上功一郎
15:00~16:00	「検定試験」	
16:00~16:30	移動・着替え	
16:30~18:00	実技 1	「運動適性テスト」・・・講師;松木 俊和
18:00~18:10	閉講式	

14 個人情報の取り扱いについて

- (1) 別紙申込書に記入される個人情報は、日本スポーツ少年団本部に認定員資格修得申請を行う際に必要となるものであり、他の目的で利用されることはありません。
- (2) 講習会時に配布する資料には氏名、性別、市町村名、資格の有無、所属スポーツ少年団名・所属団番号(スポーツ少年団に所属している方のみ)、日本スポーツ少年団登録の有無のみを記載します。

15 その他

- (1) 本講習会は、今年度実施最終年度になります。
- (2) 代表指導者の有資格化、単位スポーツ少年団複数有資格者の配置義務化に伴い、各単位スポーツ少年団に複数の有資格指導者を配置できるよう資格を取得してください。
- (3) 参加者は、受付時間を厳守すること。また、テキスト・ワークブック・筆記用具、運動靴・運動着(2日目;実技用)を持参し、宿泊等については各自手配すること。
- (4) 参加申込後の参加料の返金はしません。
- (5) コースの変更は、原則として受け付けません。
- (6) 全指導者が有資格者となることを、重点事業として進めています。
- (7) 参加者が20名未満の場合は、他のコースで受講することとなりますので、その旨を通知します。なお、他のコースで受講することが不可能な場合は、参加料を返金します。
- (8) 再試験は1回に限り行います。なお、日程については別に定めます。
- (9) 本講習会は、「スポーツリーダー養成講習会」を兼ねており、スポーツ少年団認定員の認定者には「スポーツリーダー」が付与されます。認定証は、「スポーツ少年団認定員」「スポーツリーダー」の2つの資格の認定証となります。

また、本年度、日本スポーツ少年団登録がなされていない検定試験合格者は、次年度登録がなされない場合、合格が失効となり資格が認定されませんので、ご注意ください。

- (10) 公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格保有者(スポーツドクター、スポーツデンティストを除く)は、市町村スポーツ少年団本部長の推薦により資格を取得できる場合がありますので、市町村スポーツ少年団へお問い合わせください。